



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
(JASDAQ・コード 6425)  
問合せ先 広報・IR 室  
電話番号 03-5530-3055 (代表)

## 株主代表訴訟の判決について

平成 27 年 6 月 25 日付「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社の個人株主 1 名（以下「原告」といいます。）が、当社の取締役、元取締役及び元執行役員計 13 名（以下「被告ら」といいます。）に対して損害賠償を請求した株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）に関して、平成 29 年 5 月 25 日までに、被告ら全員について、東京地方裁判所において、原告の請求をいずれも棄却する判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件訴訟の内容

本件訴訟は、原告が被告らに対し、以下の 7 項目の主張に基づき、これらの業務執行を行った経営判断には合理性がないか法令に違反しているとし、かつ、これらの業務執行に関して内部統制システム構築義務違反があるとし、その結果、被告らに忠実義務・善管注意義務違反があるとして、損害賠償を求めたものです。

- ① 当社が子会社を介して間接的に保有していた米国法人である **Wynn Resorts, Limited**（以下「ウィン・リゾート社」といいます。）の株式について、ウィン・リゾート社はこれを強制償還したと主張しているが、そうだとすれば、かかる強制償還の原因たる行為について、被告らに法令遵守義務違反がある
- ② 当社グループがフィリピンにおいて鑑定評価額よりも高い価格で不動産を取得した
- ③ 当社が第三者に対し不合理な経営判断に基づき融資を行った
- ④ 被告らが当社元従業員による不正送金に関与した
- ⑤ 当社が第三者と締結した業務委託契約に合理的根拠がない
- ⑥ 当社が偏向報道に対して名誉棄損訴訟を提起したこと等に合理性がない
- ⑦ 上記①から⑥までの行為により当社の信用を失墜させた

#### 2. 判決に至るまでの経緯

平成 27 年 4 月 27 日 原告が被告らに対し、東京地方裁判所に本件訴訟を提起。

- 平成 28 年 6 月 21 日 東京地方裁判所において、本件訴訟の口頭弁論から、被告らのうち元執行役 3 名（以下「被告元執行役ら」という。）の口頭弁論を分離する旨の決定。
- 平成 28 年 10 月 13 日 東京地方裁判所において、被告元執行役らについて、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決（以下「第一審判決①」という。）言渡し。
- 平成 28 年 11 月 1 日 原告が、被告元執行役らのうち 2 名について第一審判決①を不服とし、東京高等裁判所に控訴を提起。
- 平成 29 年 3 月 13 日 東京高等裁判所において、被告元執行役らについて、控訴を棄却する旨の判決（以下「控訴審判決」という。）言渡し。
- 平成 29 年 3 月 27 日 原告が、被告元執行役ら以外の被告らについて控訴審判決を不服とし、最高裁判所において上告を提起及び上告受理の申立て。
- 平成 29 年 5 月 25 日 東京地方裁判所において、被告元執行役ら以外の被告らについて、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決（以下「第一審判決②」という。）言渡し。

### 3. 判決のあった裁判所及び年月日並びに判決主文の内容

#### 【第一審判決①】

裁判所：東京地方裁判所

判決日：平成 28 年 10 月 13 日

判決主文：（1）原告の請求をいずれも棄却する。

（2）訴訟費用は原告の負担とする。

#### 【第一審判決②】

裁判所：東京地方裁判所

判決日：平成 29 年 5 月 25 日

判決主文：（1）原告の請求をいずれも棄却する。

（2）訴訟費用は原告の負担とする。

#### 【控訴審判決】※第一審判決①の控訴審

裁判所：東京高等裁判所

判決日：平成 29 年 3 月 13 日

判決主文：（1）本件控訴を棄却する。

（2）控訴費用（補助参加によって生じたものを含む。）は控訴人の負担とする。

以上の判決はいずれも、被告らの法的責任を全て否定した、被告らの全面的勝訴判決であります。

### 4. 今後の見通し

今後本件訴訟に関して追加で開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上